

【令和7年6月11日版】

令和7年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金 事前エントリーの手引

目次

1. はじめに	P2
2. 対象事業所	P2
3. エントリーについて	P2
【1】 エントリー期間	P2
【2】 エントリー準備	P2
【3】 補助対象事業	P3
【4】 補助額	P4
【5】 補助対象経費及び留意事項	P7
【6】 補助要件等	P9
4. 交付申請いただける介護事業所等の選定方法について	P10
(1) 選定について	P10
(2) 選定方法	P10
5. 抽選結果の公表等	P12
6. 事前エントリーの入力方法について	P12

1. はじめに

令和7年度介護テクノロジー導入支援事業補助金については、令和6年度に引き続き申請のニーズが多いことが予想され、本申請による各介護事業者の事務負担の軽減と、迅速な交付決定を行うことを目的とし、Web による「事前エントリー制」（以下「エントリー」という。）を採用し、エントリーの総額が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内において、抽選にて事業所を選定します。エントリーは、交付申請時の上限額を確定させるものであり、補助額を確定するものではありません。交付申請後に、府による審査を経て、補助額の確定となりますが、補助要件や補助対象経費等に合致しない場合は、補助ができないことがありますので、本手引を十分にご活用ください。

2. 対象事業所

・大阪府内で介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所等

※ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3. エントリーについて

【1】エントリー期間

令和7年6月11日（水）17:00 ～ 7月23日（水）17:00 まで

【2】エントリーの準備

①大阪府介護生産性向上支援センターが令和7年5月14日に実施した「令和7年度介護テクノロジー活用支援セミナー」を受講していることをエントリーの要件としています。（アーカイブ動画視聴も可）

↓ 動画視聴はこちら ↓（動画視聴期限：エントリー期間の終了時まで）

[大阪府介護生産性向上支援センター ホームページ](#)

※エントリーの際に、「受講（視聴）日」及び「受講（視聴）した方の氏名1名」を入力していただきます。

②見積書に基づく補助所要額の精査

エントリー時に大阪府行政オンラインシステムにおいて、補助所要額を確認するため以下について添付していただきます。

なお、エントリー時の申請額から増額して交付申請はできませんので十分精査してください。

・見積書

・補助所要額計算書（Excel） HP に様式、記載例を掲載しておりますので、ダウンロードして、事業所毎に計算してください。

【3】補助対象事業

(1) 介護テクノロジーの導入支援

ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とします。

※公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム(TAIS)」に「介護テクノロジー」として登録されている機器は補助対象となりますので、機器選定にあたり参考にしてください。

イ その他

上記アの重点分野に該当する介護テクノロジーによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると大阪府知事が判断した機器等（以下「その他機器等」という。）を対象とし、以下の（ア）から（カ）などを認めるものとします。（※）

（ア）移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）

（イ）介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）

（ウ）生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）

➡特に、「介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながる」と考えられる、移乗支援に関する機器を対象とします。

（エ）職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）

（オ）バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）

（カ）バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

（※）（ア）～（カ）にて使用する、スマホ、PC 及びタブレット端末は補助対象外です。

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

（1）の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する以下のアからウまでの場合等に支援を行います。なお、導入する複数のテクノロジー同士の連携（データ連携等）は必須とし、連携しない複数のテクノロジーをそれぞれ「パッケージ型」に含めて導入することはできません。

ア 「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器

イ 「介護業務支援」に該当する複数の機器

ウ 介護記録ソフト+介護請求ソフト 等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、上記（1）または、（2）にて介護テクノロジーを導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用を補助対象とします。なお、上記①から③までの全ての支援を受けることが補助要件となります。メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外です。

【4】補助額

●補助対象となる介護事業所等ごとに、対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額と以下の上限額表に記載している上限額を比較して、**少ない方の額を補助額とします**。(消費税及び地方消費税を除く。)

●補助所要額については、ホームページに掲載している「補助所要額計算書」により積算を行ってください。(「【記載例】補助所要額計算書」にはエントリーが多いパターン of 計算例も載せております。)

上限額表

対象経費の種類	上限額	
(1)介護テクノロジーの導入支援		
・移乗支援(装着型、非装着型) ・入浴支援	100 万円/機器 1 台 (※1)	
・「介護業務支援」に該当する介護ソフト(※2) 職員数に応じて必要なライセンス数変動する など、職員数により合計金額変動する契約以外 の場合は、一律で上限額が 250 万円/事業 所となります。	職員数 (※3)	上限額 (※4)
	1 名以上 10 名以下	100 万円/事業所 (※1)
	11 名以上 20 名以下	150 万円/事業所 (※1)
	21 名以上 30 名以下	200 万円/事業所 (※1)
	31 名以上	250 万円/事業所 (※1)
・移動支援(屋外、屋内、装着) ・排泄支援(排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援) ・見守り・コミュニケーション(見守り(施設)) ・見守り・コミュニケーション(見守り(在宅)) ・見守り・コミュニケーション(コミュニケーション) ・介護業務支援(介護ソフト以外) ・機能訓練支援 ・食事・栄養管理支援 ・認知症生活支援・認知症ケア支援	30 万円/機器 1 台 (※1)	
その他機器等 (【5】(1)イ その他 に該当するもの)	100 万円/機器 1 台 (➡(※1) 付帯経費は対象外)	
(2)パッケージ型導入支援		
(例) ア「介護業務支援」に該当する機器＋ 「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 イ「介護業務支援」に該当する複数の機器 ウ 介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等	1,000 万円(機器等の合計経費) (※1)	
(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援		
①事前評価(課題抽出)、②業務改善に係る助 言・指導等、③事後評価(導入後の定着支援を 含む)等の支援を受けるための費用	45 万円(①～③の合計経費)	

(※1) 付帯経費についても対象とします。

「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入する場合に限り、導入の際に必要なとなる以下の経費等についても補助対象としますが、上記「上限額表」に記載している各機器ごとの「上限額」に含めてください。

- ・ 機器の導入に付帯して必要となる★**配送料**、Wi-Fi 環境整備（設置費、設置に必要な工事費（修繕費は除く）、設定費、機器説明費、保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策費））。

★**配送料**につきましては、5月14日のセミナー時点では補助対象外としていましたが、

新たに国の見解が示され、**補助対象となりました。**

- ・ 介護テクノロジーの利用にともなって導入する PC、タブレット端末（なお、1台あたりの補助額は **10 万円以内**とします。）

(※2) 「介護業務支援」に該当する介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、

記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とします。（なお、

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。）

機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、厚生労働省の「介護ソフトの機能調査結果」を参考にしてください。

なお、**居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合は、上記に加えて国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果（リンク先ページ下部）及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」（リンク先ページ中央）において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであることを要件とします。**

(※3) ・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

- ・ 申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年3月 31 日厚生省令第 37 号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

(※4) 上限額の増額について

- ・ 介護ソフトが職員数に応じて必要なライセンス数が増減するなど、職員数により合計金額が増減する契約の場合は、以下表に示す上限額、それ**以外の方式の契約の場合は一律で 250 万円 / 事業所**が上限額となります。
- ・ 訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施

する場合は、上限額に5万円を加算します。なお、実績報告時には、連携状況を確認する資料を提出いただく予定としています。(様式等は追ってお知らせいたします。)

【5】補助対象経費及び留意事項

- 補助対象経費は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の経費（消費税及び地方消費税を除く。）としますが、購入、リース等の契約日、支払日及び導入日は**令和8年1月31日（土）**までとしてください。（上記の期間の経費であれば、交付申請日以前の経費も対象です。）
なお、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象になりません。

〈補助対象経費の考え方〉

令和8年1月31日までに支払われた以下の経費が補助対象となります。

- ・使用権の期限がないもの……全額
- ・支払いが月額払いのもの……当該年度分
- ・支払いが年額払いのもの……1年分
- ・複数年の使用権契約のもの……複数年分

（例1）月払いの場合

1月分請求書（1月31日支払）、2月分請求書（2月28日支払）、3月分請求書（3月31日支払）

→1月分請求書（1月31日支払）の**み**が補助対象となります。

（例2）月払いの場合

1月分請求書（1月31日支払）、2月分請求書（1月31日支払）、3月分請求書（1月31日支払）

→1、2、3月分請求書（1月31日支払）が補助対象となります。

（例3）年払いの場合

令和7年9月1日から令和8年8月31日までの契約期間

→1月31日までに支払われた1年間の年払い額が補助対象となります。

（例4）複数年の使用権契約の場合

令和7年9月1日から令和12年8月31日までの使用権契約

→1月31日までに支払われた場合は5年間の支払い額が補助対象となります。

- 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認められません。（補助は1機種限り）。

（例）1つの事業所にA社製の見守り支援機器とB社製の見守り支援機器を入れる場合。

- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となります。開発に要する経費は補助対象とはなりません。

- 次の場合は、補助対象外です。

◇防犯を目的とした「監視カメラ」

◇ナースコール単体（見守り機器と一体型として販売されているナースコールシステムを除く）

◇訪問系の事業所（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）における、以下の機器等

・特定施設入居者生活介護の指定がない施設に見守り機器を設置する申請において

介護テクノロジー等を設置、使用する場合

・訪問時に持っていくことができない介護テクノロジー等

◇他の補助金・助成金・交付金が充当されている事業に対する費用

◇寄附金その他の収入により賄われる費用（購入により発生するポイント分も含む）

◇その他補助対象として適当とは認められない費用

- 導入する PC 及びタブレット情報端末、インカムについては、原則利用する職員数または、契約するライセンス数が上限となります。（予備分は補助対象外）
- 介護テクノロジーに係る導入台数は、床数が上限となります。（予備分は補助対象外）
- カメラ型の見守り機器については、**原則モザイク処理等プライバシーに配慮できるものとし、利用者またはご家族に同意書をとるなどの運用をしてください。**
- クレジットカードでの購入は**原則禁止です。（通販での購入も原則請求書払いとしてください。）**
- 家電量販店等での購入によりポイントが発生する場合は、**ポイント分は補助対象外**となるため、見積上であらかじめ発生するポイントを差し引いて経費の計上をしてください。
- 見積書において、「値引き」が行われている場合がありますが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこに値引きがかかるか分からず、補助対象経費を求めるのが難しくなります。したがって、**見積書上どの項目に対し、値引きが発生したかを明確にするか、もしくは見積書上の各項目の金額を値引き反映後の金額で記載**するようお願いいたします。
- メーカー、型番、仕様が全く同じなのに、価格差が大きく異なる事例が見受けられます。
発注する数量によって、単価に差が生じることもあります。申請額の単価が適正でない場合等は、別途、「申立書」等の書類をご提出いただく場合があります。
なお、「社会福祉法人」あてには、厚生労働省から以下の通知文＜社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成 29 年 3 月 29 日付け 老高発 0329 第 3 号）が発出されていますのでご注意ください。
必ず複数業者から見積を徴取し（金額によっては入札）、より経済的な見積の業者を選択の上、適正な価格で申請（エントリー）をお願いします。（複数業者からの見積書の添付は必要ありませんが、提出をお願いすることもありますので、法人で保管をお願いします。）

（通知文抜粋）

「価格による随意契約は、3社以上の業者から見積りを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。

ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積りで差し支えないこと。」

- ・工事又は製造の請負 : 250 万円
- ・食料品・物品等の買入れ : 160 万円
- ・上記に掲げるもの以外 : 100 万円

【6】 補助要件等

- 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。実績報告時には設置をしたことがわかる書類を提出いただきます。（様式等は追ってお知らせいたします。）

なお、委員会の設置にあたっては、[利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 \(URL\)](#) を参考にする。

- ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
- ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- 以下サービスについては、令和7年度内に、「[ケアプランデータ連携システム \(URL\)](#)」の利用を開始すること。

なお、「ケアプランデータ連携システム」を利用するためのライセンス料 21,000 円/年について、6月1日から1年間のフリーパスキャンペーンがあります。フリーパスキャンペーンについては[こちらから \(URL\)](#)。

- ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護
- ・通所リハビリテーション・福祉用具貸与 ・居宅療養管理指導 ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（短期利用）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ・認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・居宅介護支援 ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与
- ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- ・介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- ・介護予防支援・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自）
- ・訪問型サービス（独自／定率） ・訪問型サービス（独自／定額） ・通所型サービス（みなし）
- ・通所型サービス（独自） ・通所型サービス（独自／定率） ・通所型サービス（独自／定額）

4. 交付申請いただける介護事業所等の選定方法について

(1) 選定について

- エントリーの総額が府の予算額（1,380,425 千円）の範囲内の場合
エントリーした事業所のすべてを交付申請の対象とします。
- エントリーの総額が府の予算額を超過した場合
以下（2）選定方法により選定します。

(2) 選定方法

予算の範囲内にて、以下のア・イ・ウ・エの項目の順に選定していき、予算額を超過することになる項目において、抽選を実施します。

各項目に複数の介護事業所等をエントリーしている法人がある場合は、まとめて法人単位により抽選を行います。

なお、次に該当する介護事業所等のエントリー分について優先して選定します。

- ・「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」を受ける介護事業所等
- ・「はじめての ICT 導入・活用セミナー」を受け、重点分野に該当する介護テクノロジーのうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」を未導入かつ当該介護ソフトを申請する介護事業所等

※ただし、令和6年度に「働きやすい職場づくり伴走支援プログラム」を受け、優先して補助金を受けた介護事業所等は除く。

ア 「重点分野に該当する介護テクノロジーを導入していない（※1）」かつ「今回初めて重点分野に該当する介護テクノロジーを申請する」介護事業所等

イ 「自己負担等、または令和2年度以前に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある」かつ「今回重点分野に該当する介護テクノロジーを申請する」介護事業所等（※2）

ウ 「重点分野に該当する介護テクノロジーを導入していない（※1）」または「自己負担等、または令和2年度以前に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある」かつ「その他機器等（重点分野に該当しない機器等）のみを申請する」介護事業所等

エ 令和3年度から令和6年度に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当する介護テクノロジーを導入したことがある介護事業所等（※2）

（※1） 令和7年3月31日までに「重点分野に該当する介護テクノロジー」を導入していた場合、

重点分野に該当する介護テクノロジーを導入している（既導入）となります。なお、エントリー前の購入であっても、令和7年度4月1日以降の購入であれば重点分野に該当する介護テクノロジー

を導入していない(未導入)となります。

また、介護業務支援に該当する介護ソフト(P5※2 参照)を令和7年3月31日までに導入している場合は、その使用方法に関わらず「既導入」となります。

(例) 介護ソフトを、請求のみで使用しており、備わっている記録機能は使用していない場合等

※2 自己負担等、または令和2年度以前に大阪府の補助金交付を受けて重点分野に該当するテクノロジーを導入しており、かつ、令和3年度から令和6年度に補助金を受け、重点分野に該当するテクノロジーを導入している事業所は、エを選択してください。

5. 抽選結果の公表等

抽選結果は、府のホームページに掲載します。（エントリー時に入力されたメールアドレスあて、掲載のお知らせをメールで送信します。）

抽選結果については、申込番号を掲載しますので、法人担当者は申込番号を控えておいてください。
交付申請については、抽選結果とともに改めて HP に掲載します。

6. 事前エントリーの入力方法について

- 事前エントリーにあたっては、申請項目をよく読み、以下 URL より法人ごとに申請してください。

なお、1回の申請で複数事業所を申請することが可能となっています。

【[行政オンラインシステム URL](#)】



- 利用者登録（ID 取得）の方法（行政オンラインシステム）

初めて行政オンラインシステムを利用する場合は、利用者登録が必要になります。
行政オンラインシステムの画面右上の新規登録をクリックし、「事業者として登録する」を選択の上、利用者登録を行ってください。登録後、上記エントリーフォームよりエントリーをしてください。

- 事前エントリーの入力項目

- ・法人名
 - ・法人代表者名
 - ・法人住所
 - ・電話番号
 - ・メールアドレス
 - ・エントリー要件について（セミナーの受講、視聴確認）
 - ・法人でのエントリー事業所数
 - ・[SECURITY ACTION](#) についての確認（交付決定を受けた事業所において宣言が必要です。）
 - ・[大阪府ハートフル条例](#) についての確認（交付決定を受けた事業者が対象となります。）
- 【以下、エントリー事業所毎の確認項目】
- ・事業所名
 - ・サービス種別
 - ・27 から始まる介護保険事業所番号（介護保険法に基づくサービスを提供している事業所のみ）
 - ・補助要件の確認（対象事業所に係る委員会の設置、ケアプランデータ連携システムの利用開始等）
 - ・抽選の優先要件について（伴走支援事業、はじめての ICT 導入・活用支援セミナー等）
 - ・抽選順位について（過去の補助金受給の有無、介護テクノロジーの導入歴等）
 - ・見積書の添付
 - ・補助所要額
 - ・補助所要額計算書の添付

●申請後に内容確認、及び内容修正をする場合（P13～14 スライド参照）

A. 申請した内容を確認する場合

- ① システムのトップ画面にある「マイページ」の「もっと見る」をクリック。
- ② 「利用者メニュー」のうち、申請履歴一覧・検索 を選択
- ③ 申込番号や申請状況が確認できる。

B. エントリーした内容を取下げの場合（法人の申請のすべてが取下げになります）

- ① A の①～③まで進み、取下げを行う申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある この申請を取下げる をクリック
- ③ OK をクリック

C. 申請内容を修正（変更）する場合

申請したデータを「修正」することはできません。一旦、エントリーの取下げを行い、取下げた申請を修正して、新たに申請してください。（この場合、申込番号は変わります。）

- ① B の①～③まで進み、取下げした申請をクリック
- ② 「申請内容照会」画面の最下部にある 申請内容を使用して新しく申請する をクリック
- ③ 次へ進む をクリック
- ④ 取下げした内容が申請内容に残っているので、修正して再度申請を行う。



申請履歴一覧

条件を指定して検索

申込番号

手続き名

申請日

2023 年 4 月 から

2024 年 9 月 まで

この条件で検索する

申請履歴一覧

該当件数 11 件

申込番号: 45180239	2024年9月14日 11時43分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	
申込番号: 13817689	2024年9月19日 15時20分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	
申込番号: 34250693	2024年9月19日 10時19分
申請を取下げました	
【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録	

申請履歴照会

申請状況

申請を取下げました

お問い合わせ先

福祉部 高齢介護室 介護事業者課
メールによるお問い合わせ: ☞
電話番号: 0669447095

申請情報

申込番号

45180239

手続き名

【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

申請内容を使用して新しく申請する

<

戻る

【令和6年度大阪府ICT導入支援事業補助金】交付申請書等提出及び債権債務者の登録

【留意事項】

本ページは大阪府ICT導入支援事業補助金の交付申請書等提出及び債権債務者の登録ページです。

概要

介護事業所等における介護ソフト、タブレット端末等（以下「ICT」という。）の導入支援を行うことにより、介護記録・情報共有の効率化を図り、介護従事者の負担軽減による業務環境の改善、職能防止及び定着促進に資することを目的に、導入の一部について補助金を交付します。（本事業の対象は政令市・中核市にある事業所等も含みます。）

制度

詳細は、大阪府ホームページよりご確認ください。

受付開始日

2024年8月15日 16時30分

受付終了日

2024年10月25日 0時00分

お問い合わせ先

福祉部 高齢介護室 介護事業者課
メールによるお問い合わせ: ☞
電話番号: 0669447095

次へ進む >

あとで申請する

< 戻る

再びマイページの利用者メニュー「申請履歴一覧・検索」から、先ほどの申請を確認すると、赤字で「申請を取下げました」となっていますので、押下。「申請内容を使用して新しく申請する」を押して、「次へ進む」を押していただき申請内容を修正して、再申請をしてください。